

運 営 規 程

(特別養護老人ホーム穂波の里)

この規程は、社会福祉法人坂井輪会が設置運営する施設の管理運営について、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第1条 施設は老人福祉法第11条2項に基づき、措置の委託があった者、並びに介護保険法に基づき、要介護と認定され、居宅において介護できない者に対して、入所をうけいれ、適切な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設はその運営にあたり、適切な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資する、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練、健康管理その他必要なサービスの提供に努める。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設とその他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム穂波の里

(2) 事業所の所在地 新潟市西区新通 4734 番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 施設長（管理者） 1 人

施設を代表するとともに、施設業務を統括し、所属職員を指導監督する理事長の権限の一部を理事長の委任を受け、事務委任規程に基づき執行する。

② 医師（嘱託） 入居者の健康管理及び療養上の指導を担当する。

③ 事務員 2 人以上

人事、庶務、経理、物品管理、預かり金管理、介護保険に関する事務業務を担当する。

④ 介護支援専門員 2 人以上

入居者の課題分析、施設サービス計画の作成、事業所内のサービスの調整、継続的な管理を行う。

⑤ 介護職員（常勤） 40 人以上

入居者の介護サービス、生活援助を担当する。

⑥ 看護師（常勤兼務） 4 人以上

医師の指示のもと利用者の健康管理・看護サービスを担当するとともに事業所の衛生管理等を担当する。

⑦ 栄養士 (常勤兼務) 1人以上

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行なう。

また、栄養管理関係書類の整備と食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行なう。

⑧ 機能訓練指導員 (常勤) 1人以上

入居者の機能訓練を介護職員と連携し担当する。

⑨ 生活相談員 (常勤) 2人以上

入退居に関する業務、入居者及びご家族の相談を担当する。

⑩ その他の職員 その他施設の運営上必要な職員を配置する。

(入居者の定員)

第5条 入所定員を115人とする。

(サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

指定介護老人福祉施設 (1)

(看護職員又は介護職員：入所者数3：1)

なお提供にあたっては、次の点に留意する。

- ・法人の基本方針である人権の尊重、自立と自由の尊重、利用者向上のふれあい、支えあいの精神を前提としてサービスを提供する。
- ・入居者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止につとめ、その心身の状況をふまえて介護を行う。
- ・施設サービス計画に基づき、個別性に配慮して行う。
- ・職員は入居者、家族に対し介護上必要な事項についてわかりやすく説明し、援助を行う。
- ・入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限しない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ・施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ・サービスの質の評価を行い、介護サービス情報の公表を行いサービスの改善を図る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額及び食費、居住費とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割(一部の入居者は2割または3割)及び食費、居住費を利用料とする。

2 前項の食費、居住費について

食費 1日1,750円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

居住費 多床室 1日1,205円 従来型個室 1日1,521円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

- 3 施設が入居者のあづかり金の管理を行う場合は1ヶ月1,000円のあづかり金管理料を徴収する。
- 4 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 その他日常生活に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度入居者又はその家族に対して説明し、同意を得て徴収する。

(施設の利用)

第8条 利用開始にあたっては重要事項を説明し、契約書を締結する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- 1、外泊、外出は届け出てから行う。
- 2、基本的に敷地内禁煙のため喫煙は控えていただく。
- 3、他人の迷惑になる行為は慎む。
- 4、施設内で宗教活動は行わない。
- 5、施設内でペットの飼育は行わない。
- 6、その他

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は入居者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合は、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、地域消防署関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力をえたうえで、年2回以上実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底していく。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備することとする。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止対策委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対する研修を定期的に開催する。
- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、対策指針に基づき速やかな対応を行い、まん延の防止に万全を期すること。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の処置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 4 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知りえた入所者又は家族の秘密を漏らさない。また雇用関係が終了した場合においても事業者の責任において当該職員の知りえた秘密の保持を行うものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。
- 3 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずるものとし、その概要を入所者及び家族に説明するものとする。
- 4 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図る。また介護相談員を積極的に受け入れる。
- 5 事業所は、職員質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また適切な施設サービスが提供できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお研修は次のとおりとする。

①採用時研修 採用時に実施

① 継続研修 年1回以上

- 6 この運営規程にない事項については、法令の定めに従う他、運営の細目については別に定める。

付則 この規程は平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

管理規則については廃止する。

平成 12 年 4 月 1 日制定の規則は廃止し平成 14 年 1 月 1 日からこの規則に改正する。

平成 17 年 10 月 1 日より一部改正する。

平成 18 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 27 年 8 月 1 日より一部改正する。

平成 30 年 8 月 1 日より一部改正する。

令和元年 10 月 1 日より一部改正する。

令和 3 年 8 月 1 日より一部改正する。

令和 5 年 5 月 1 日より一部改正する。

令和 5 年 7 月 1 日より一部改正する。

令和 7 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 8 年 5 月 1 日より一部改正する。

運 営 規 程

(特別養護老人ホーム穂波の里 短期入所 生活介護)

(事業の目的)

第1条 病気やけがなどにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるための援助（短期入所生活介護）を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法、老人福祉法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護事業所は、空床型の事業所として本体施設の特別養護老人ホームと一体的に運用し、人事・財務・物品等の管理については管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施に当たっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などの連携を図り、協力と理解のもと総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホーム穂波の里

(2) 所在地 新潟市西区新通4734番地

(職員職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所は管理者および従業員を次のとおり配置し、職務内容により定める。

(1) 管理者 1人（特別養護老人ホームの管理者）

- ・事業の管理について、適正な資質を有する者とする。
- ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。

(2) 医師 1人

- ・本施設の医師が兼務する。

(3) 生活相談員 2人以上

- ・本体施設の生活相談員
- ・利用者および家族の生活相談を行う。

(4) 看護職員又は介護職員 44人以上

- ・看護職員は看護師又は准看護師とする。
- ・介護職員は介護福祉士その他介護に従事するにふさわしい職員とする。

- ・看護職員は本体施設の職員が一部兼務する。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

- ・看護師または准看護師あるいは理学療法士又は作業療法士等とする。
- ・作成された短期入所生活介護計画に従い機能訓練を行う。

(6) 調理その他の従業者

- ・調理員は委託業者職員、その他の従業者は本体施設の職員が兼務して行う。

(利用定員)

第5条 特別養護老人ホームに空床があった場合、その範囲において空床型短期入所として受け入れる。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 提供する短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 介護

- ① 入浴介護は1週間に2回以上適切な方法により行う。
- ② 排泄の介護は自立の援助を基本とし、おむつ使用者については適切にとりかえる。
- ③ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- ④ 利用者の負担による従業者以外の介護は行わない。

(2) 食事の提供

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して適切な時間に提供する。
食事は基本的に食堂で提供する。

(3) 機能訓練

生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(4) 健康管理

利用者の健康状態に注意し、健康保持のための適切な措置をとる。

(5) 相談援助

利用者又はその家族に対し相談、助言を行う。

(6) その他のサービスの提供

適宜レクリエーション等を実施する。
家族との連携を図る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用者負担額

- ① 介護保険法に定められた介護報酬の1割(一部の入居者は2割または3割)
但し公費負担がある場合、社会福祉法人減免に該当する場合はその規程に従う
- ② 介護保険法の支給基準限度額をこえた場合は介護報酬の全額

(2) その他の短期入所生活介護を提供した場合

経過措置・生活支援ショートステイ事業にもとづく短期入所生活介護を提供した場合は当該自治体で定められた利用者負担額。

2 短期入所生活介護に要した食費等は、次の額を徴収する。

(1) 食事 朝450円 昼650円 夕650円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

(2) 滞在費 多床室 1日1,205円 従来型個室 1日1,521円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

(3) 日常生活費 実費

(4) 通常の送迎実施地域以外の地域に送迎する場合、介護報酬に定められた送迎加算の全額

3 前第1項～第2項までに掲げる費用の支払いは利用者又はその家族に対して事前に重要事項として説明し、同意の上署名を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 短期入所生活相談員は、短期入所生活介護実施中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎を実施する地域は次のとおりとする。

新潟市

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底していく。

(2) 虐待防止のための指針を整備することとする。

(3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営にあたっての重要事項)

第11条 短期入所生活介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所生活介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後1か月以内に実施

① 継続研修 年1回以上実施

2 職員は業務上知りえた秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知りえた秘密の保持を行うこととする。

3 短期入所生活介護事業者は、提供した短期入所生活介護について利用者から苦情があったときは、迅速適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービス利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- 1 サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- 2 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- 3 サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- 4 サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。又サービス利用中医療を必要とし、短期入所生活介護施設では対応が困難な場合は利用を中止する場合があること。
- 5 サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。金銭は出来る限り持参しなすこと。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、自然災害、災害、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の訓練を実施することとする。

改正	平成16年11月1日
	平成17年10月1日
	平成24年7月1日
	平成27年8月1日
	平成30年8月1日
	令和元年10月1日
	令和3年8月1日
	令和5年5月1日
	令和5年7月1日
	令和7年4月1日
	令和8年5月1日

